

移動等円滑化取組計画書

令和4年6月30日

住 所	徳島県徳島市出来島 本町一丁目25番地
事業者名	徳島バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名）	取締役社長 金原 克也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p><b>○一般乗合バス</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現在、ノンステップバスを130両保有しており、一般乗合全体の82.8%を占めている。毎年、新造車両導入時に老朽化した非バリアフリー対象車を廃車・譲渡しノンステップバスの普及率を上昇させる。</li></ul> <p><b>○教育訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・乗務員研修の際、車いす乗降訓練、高齢者疑似体験訓練を行う。</li></ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
一般乗合バス	・ノンステップバス10両導入(2022年度)以後、随時導入予定。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗車案内	・停留所停車時に車外マイクで行先などの乗車案内を行うことで、利用者がより円滑・正確に乗車できるよう補助を行う。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降支援	・乗降されるお客さまに対し乗務員が介助する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスナビシステム  普及活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップバスの運行状況をバスナビ運行管理システムの活用により正確に把握し、利用者への情報提供を行う。</li> <li>・介護士の育成プログラムの実務研修への協力や地域の小学校にてバリアフリー教室やバスの乗り方教室を開催し、公共交通の理解を深め、普及に努める。</li> </ul>

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員教育	・交通弱者に対する理解を深めるため、車いす乗降訓練や高齢者疑似体験研修を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
免許返納割引	65歳以上の免許返納者について、運転経歴証明書を提示していただくことで、路線バスの運賃が半額になる施策を行う。

### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・お客さまからの意見・要望等を会社全体で共有し、今後の取り組みに活用する。
---------------------------------------

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
一般乗合バス	ノンステップバス導入 14両→10両	前年度は、燃料電池バスの導入や徳島市からの新規受託路線があり、導入台数が多かったため。

#### V 計画書の公表方法

公式ホームページで当計画書を公表する。

#### VI その他計画に関連する事項

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。